

計画主体名	宮城県登米市		
計画期間 実施期間	平成25年度～平成28年度 平成25年度～平成26年度	総事業費(交付金)	20,000千円(10,494千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	事業活性化目標が「定住等の促進に資する基盤整備の円滑化」に適合する。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	活性化計画の目標は、登米市及び栗原市総合計画に基づき設定し農業農村事業管理計画等の関連計画及び田園環境マスタープランとの整合性を図っている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	地区内の代表者をもって構成した組織が、耕作者の合意形成を得て事業実施を市へ依頼している。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	地区の農村地域活性化ビジョンを女性に委員として参加してもらい作成している。
事業の推進体制は確立されているか	○	伊豆沼土地改良区をほ場整備事業の推進主体とし、耕作者及び関係者による推進体制が地区で確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	事業内容の整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間及び実施期間は、農用地等集団化事業を平成25年度に、地形図作成を平成26年度に実施し、平成28年度から農地整備事業(県営)により、ほ場整備着手を計画しているため、適正である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱、実施要領ならびに要領の運用に定められた交付率により交付限度額を算定している。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回、新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	—	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	地形図作成、農用地等集団化については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領により算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	地形図作成及び農用地集団化については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2の3の規定により、投資効率を1.0とみなして算定している。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	農用地集団化の事業主体は登米市であり要件類別10を満たしている。 また、当該活性化地区は登米市及び栗原市内であり、栗原市は過疎地域に指定されているため、要件類別中の交付額算定交付額欄の六法指定地域として適用され、交付額算定交付額は、5.5/10である。地形図作成の事業実施主体は登米市であり要件類別9の事業実施主体を満たしている。 なお、地形図作成から3年後の平成28年度に農地整備事業（県営）によるほ場整備着手を計画しているため、実施要領に定める要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業実施主体は市であり、個人交付ではない。

施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし
施設の利用や運営等にあつて、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	—	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	国の歩掛り、県の単価に準拠しており、適正な事業費算定を行っている。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	整備コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	該当なし
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	計画予定箇所は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	該当なし
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし

交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	—	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当なし
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし
1年を通して運営される施設であるか	—	該当なし
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	平成25年度登米市一般会計予算、平成25年度栗原市一般会計予算に計上する。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	農用地等集団化は、ほ場整備事業の推進、地元調整を伊豆沼土地改良区が行っており、関連のある本業務も一体となり進めていく必要があることから、伊豆沼土地改良区と随意契約による執行を予定している。地形図作成は、指名競争入札による執行を予定している。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	整備後の維持管理は事業計画で定める。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし

他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	—	該当なし
------------------------------------------------	---	------

注）項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。